

2月1日は、  
JA倉敷かさや管内の  
傷害共済の集団契約更新日です！  
現在、約9,400名のご加入者が  
おられます。

推進部からのお知らせ

この機会に“日常生活のケガの保障”をカバーする

農作業中のケガ 子供のスポーツ中のケガ お仕事中のケガ

JAの普通傷害共済(集団加入)にご加入しておきませんか？

※集団加入は、個人でのお申込みが対象です。

傷害共済300万円コースの場合(他のコースもございます)

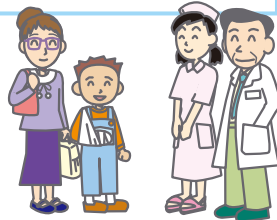
死亡共済金額 300万円、部位・症状別治療共済金額 3,000円としてご加入いただいた場合です。

共済金の種類	共済金の支払事由	共済金の額
死亡共済金	死亡のとき 災害にあわれた日以後 200 日以内に死亡されたとき	死亡共済金額と同額 300万円
後遺障害共済金	後遺障害のとき 災害にあわれた日以後 200 日以内に所定の後遺障害(第1級~第10級)の状態になられたとき	後遺障害の程度に応じて死亡共済金額の 100%(第1級)~5%(第10級) 300万円 15万円
重度後遺障害費用共済金	重度後遺障害のとき 災害にあわれた日以後 200 日以内に所定の重度後遺障害(A級・B級)の状態になられたとき	重度後遺障害の程度に応じて死亡共済金額の 20%(A級)または10%(B級) 60万円 30万円
部位・症状別治療共済金	治療または施術を受けたとき 災害にあわれた日以後 200 日以内に入院をされたとき、または入院をされなかった場合で、5 日以上の通院をされたとき	部位・症状別治療共済金額の 5倍~120倍 1.5万円 36万円
	災害にあわれた日以後 200 日以内に入院をされなかった場合で、5 日未満の通院をされ、治療または施術が完了したとき	部位・症状別治療共済金額の 2倍 6,000円

傷害共済 3つのポイント

- POINT 1 スピーディーに共済金をお支払いします。  
ケガで入院・通院された場合、ケガの部位・症状に応じて共済金の額が決まりますので、スピーディーに共済金をお支払いできます。  
また、治療または施術を受けている期間中であっても共済金をお受取りになれますので、当座の費用にあてることができます。
- POINT 2 10名様以上のご契約は、共済掛金がお得に。  
集団加入(被共済者数が10名様以上のご契約)は、個人加入に比べて共済掛金がお得になります。各種サークルや部会などで10名様以上の集団としてご加入されれば、たいへんお得です。
- POINT 3 手続きはカンタン。診査は不要です。  
傷害共済へご加入の際は、指定医師による診査は必要ありません。  
所定の共済契約申込書に簡単な告知をしていただくだけで済みますので、手間もかからず、手続きも容易です。

- 共済金のお支払事由は、いずれも共済期間内に発生した災害を直接の原因とするものに限り、ます。
- 「災害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故(ただし、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪した場合は、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故から除きます)で、かつ所定の事故による被害をいいます。
- 1回の事故にかかる死亡共済金と後遺障害共済金の合計額は、死亡共済金額が限度となります。
- 死亡共済金は、死亡の原因となった災害と同一の災害による後遺障害共済金を既に支払ったまたは請求を受けた場合は、死亡共済金の額から既に支払ったまたは請求を受けた額を控除した残額をお支払いします。
- 重度後遺障害費用共済金は、災害にあわれた日以後30日以内に被共済者が死亡された場合にはお支払いしません。
- 「入院」や「通院」には、それぞれ医師または歯科医師による治療の他に、柔道整復師による施術やあんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術も対象となる場合があります。



傷害共済300万コースの場合での掛金(平成29年4月1日~平成30年3月31日)

共済期間1年1被共済者につき(単位:円)

職業・職種区分	1級	2級
	農業従業者、事務系の会社員 主婦、商店員、バス運転手など	漁業に従事する方 土木・建設作業に従事する方など
被共済者数		
1人~ 9人	9,600円	12,300円
10人~ 99人	9,420円	12,060円
100人~ 499人	9,210円	11,820円
500人~ 999人	8,940円	11,430円
1,000人~ 4,999人	8,640円	11,070円
5,000人~ 9,999人	8,160円	10,440円
10,000人以上	7,680円	9,840円



当JA  
集団契約時  
の掛金

(注) 共済責任開始時における職業・職種によります。なお、共済期間中、複数の職業に従事することが明らかな場合は、最も危険の高い職業により引受となります。また、加入後に職業または職種が変更になった場合には、ご契約中に共済掛金が変わる場合があります。

ご加入にあたっては、JA倉敷かさやの各支店、渉外担当者までお気軽にお問い合わせ下さい。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧下さい。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧下さい。

★JA 共済ホームページ <http://www.ja-kyosai.or.jp> ★

[17334010251]

傷害共済 JA共済